

# 燃料費調整についての特別措置

## 1. 実施期間

平成21年1月分～平成22年3月分<sup>(注1)</sup>料金まで

(注1) 平成20年12月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間をいいます。

## 2. 特別措置の対象

小売規制部門<sup>(注2)</sup>のお客さまを対象といたします。(自由化部門<sup>(注3)</sup>を除きます。)

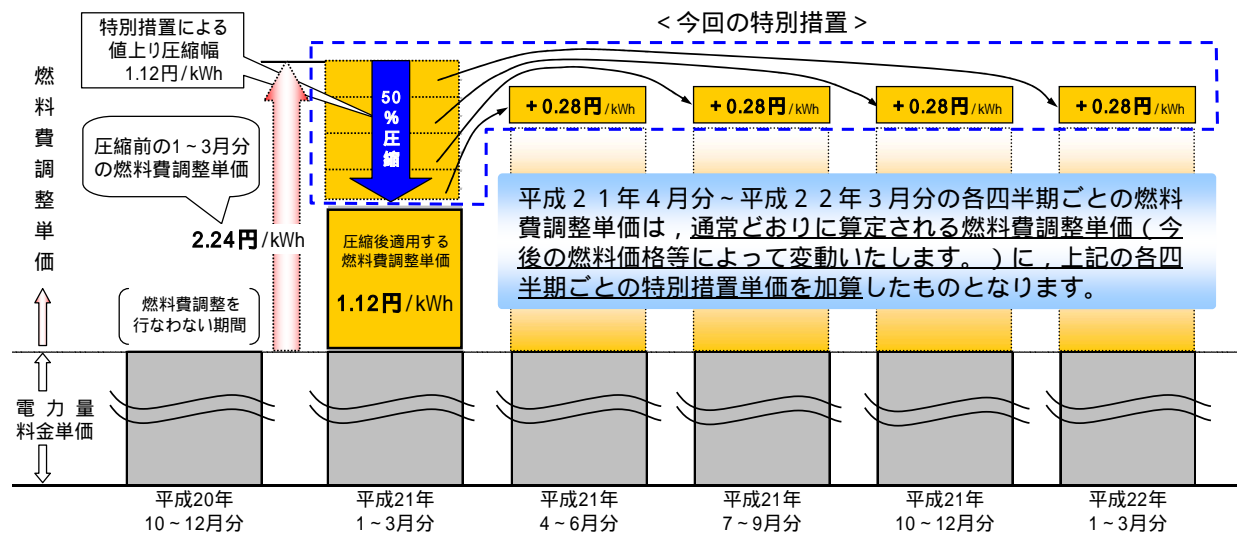
(注2) 住宅、商店、事務所、小規模工場等で、低圧で受電しているお客さまをいいます。

(注3) 事務所ビル、商業施設、工場等で、高圧または特別高圧で受電しているお客さまをいいます。

## 3. 特別措置の内容

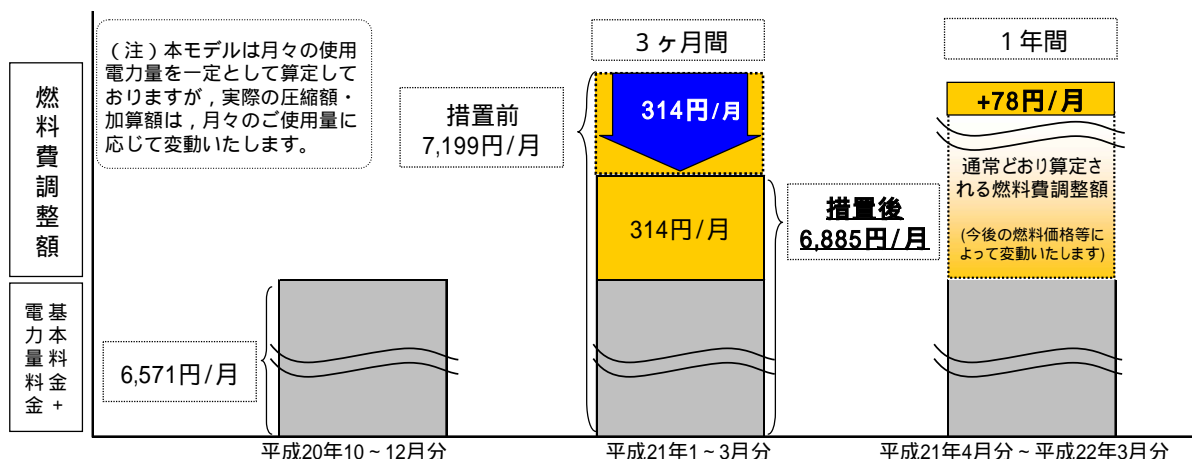
激変緩和のための特別措置として、平成21年1月分～3月分の料金に適用する燃料費調整単価を50%圧縮し、圧縮した単価を平成21年4月分～6月分、7月分～9月分、10月分～12月分および平成22年1月分～3月分の燃料費調整単価に分割して加算いたします。

< 従量制供給の場合 >



## 参考 特別措置によるモデル影響額について

従量電灯B 契約電流30A 使用電力量280kWh/月の場合  
毎月の使用電力量は一定として算定しております。



## 特別措置適用期間中の燃料費調整単価

## 1. 従量制供給の場合

- (1) 平成21年1月分～3月分の料金に適用する燃料費調整単価は、特別措置後の下表の単価といたします。
- (2) 平成21年4月分～6月分、7月分～9月分、10月分～12月分および平成22年1月分～3月分の料金に適用する燃料費調整単価は、下表のとおり各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価に、特別措置単価を加えた値をその四半期ごとの燃料費調整単価といたします。

(1 kWhにつき)

平成21年1～3月分	平成21年4～6月分, 7～9月分, 10～12月分および平成22年1～3月分
1円12銭	各四半期ごとに通常どおり 算定される燃料費調整単価 + 28銭

## 2. 定額制供給の場合

- (1) 平成21年1月分～3月分の料金に適用する燃料費調整単価は、特別措置後の下表の単価といたします。
- (2) 平成21年4月分～6月分、7月分～9月分、10月分～12月分および平成22年1月分～3月分の料金に適用する燃料費調整単価は、下表のとおり各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価に、特別措置単価を加えた値をその四半期ごとの燃料費調整単価といたします。

## 定額電灯および公衆街路灯A (1ヶ月につき)

		平成21年1～3月分	平成21年4～6月分 7～9月分および 10～12月分	平成22年1～3月分
電灯	20Wまでの1灯につき	8円70銭	+2円18銭	+2円17銭
	20Wをこえ40Wまでの1灯につき	17円41銭	+4円36銭	+4円34銭
	40Wをこえ60Wまでの1灯につき	26円13銭	+6円53銭	+6円54銭
	60Wをこえ100Wまでの1灯につき	43円54銭	+10円89銭	+10円88銭
	100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	43円54銭	+10円89銭	+10円88銭
小型機器	50VAまでの1機器につき	13円01銭	+3円25銭	+3円26銭
	50VAをこえ100VAまでの1機器につき	26円01銭	+6円50銭	+6円51銭
	100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに	26円01銭	+6円50銭	+6円51銭

### 臨時電灯A（1日につき）

	平成21年1~3月分	平成21年4~6月分 7~9月分および 10~12月分	平成22年1~3月分
総容量が50VAまでの場合	35 銭	各四半期ごとに通常どおり 算定される燃料費調整単価 +9 銭	通常どおり算定される 燃料費調整単価 +9 銭
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	70 銭	+18 銭	+16 銭
総容量が100VAをこえ500VAの場合100VAまでごとに	70 銭	+18 銭	+16 銭
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	7 円 01 銭	+1 円 76 銭	+1 円 74 銭
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	7 円 01 銭	+1 円 76 銭	+1 円 74 銭

### 臨時電力（1日につき）

	平成21年1~3月分	平成21年4~6月分 7~9月分および 10~12月分	平成22年1~3月分
契約電力1kWの場合	7 円 37 銭	各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価 +1 円 85 銭	通常どおり算定される燃料費調整単価 +1 円 83 銭
契約電力0.5kWの場合	3 円 69 銭	+92 銭	+93 銭

### 農事用電力B（育苗温床用電力）（1日につき）

	平成21年1~3月分	平成21年4~6月分 7~9月分および 10~12月分	平成22年1~3月分
契約電力1kWの場合	13 円 27 銭	各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価 +3 円 32 銭	通常どおり算定される燃料費調整単価 +3 円 32 銭
契約電力0.5kWの場合	6 円 64 銭	+1 円 66 銭	+1 円 66 銭

### 農事用電力（脱穀調整用電力）（1日につき）

	平成21年1~3月分	平成21年4~6月分 7~9月分および 10~12月分	平成22年1~3月分
契約電力0.5kWの場合	1 円 84 銭	各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価 +46 銭	通常どおり算定される燃料費調整単価 +46 銭
契約電力1kWの場合	3 円 69 銭	+92 銭	+93 銭
契約電力2kWの場合	7 円 37 銭	+1 円 85 銭	+1 円 83 銭
契約電力3kWの場合	11 円 05 銭	+2 円 77 銭	+2 円 75 銭
契約電力3kWをこえ1kWを増すごとに	3 円 69 銭	+92 銭	+93 銭

### 深夜電力A（1ヶ月につき）

	平成21年1~3月分	平成21年4~6月分 7~9月分および 10~12月分	平成22年1~3月分
1契約につき	112 円 10 銭	各四半期ごとに通常どおり算定される燃料費調整単価 +28 円 03 銭	通常どおり算定される燃料費調整単価 +28 円 02 銭